

平成27年度 藤岡市保育料基準額表

資料2

(月額:円)

階層区分		1号認定 (3歳以上)	
		教育 標準時間	
A	生活保護世帯	0	
B1	市民税非課税世帯で 母子世帯等	0	
B2	市民税非課税世帯	1,000 (500)	
C1	市民税均等割のみ課 税	1,300 (650)	
D1	48,600円未満	4,800 (2,400)	
D2	48,600円以上 77,100円以下	8,400 (4,200)	
D3	77,101円以上 133,000円以下	11,500 (5,750)	
D4	133,001円以上 211,200円以下	13,400 (6,700)	
D5	211,201円以上 301,000円以下	15,700 (7,850)	
D6	301,001円以上	18,000 (9,000)	

階層区分		2号認定 (3歳以上)		3号認定 (3歳未満)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯で 母子世帯等	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	1,600 (800)	1,500 (750)	1,900 (950)	1,700 (850)
C1	市民税均等割のみ課 税	6,100 (3,050)	5,900 (2,950)	7,200 (3,600)	7,000 (3,500)
D1	市民税所得割 10,000円未満	7,000 (3,500)	6,800 (3,400)	8,250 (4,120)	8,050 (4,020)
D2	10,000円以上 48,600円未満	8,200 (4,100)	8,000 (4,000)	9,250 (4,620)	9,050 (4,520)
D3	48,600円以上 59,200円未満	9,500 (4,750)	9,200 (4,600)	10,450 (5,220)	10,150 (5,070)
D4	59,200円以上 67,000円未満	11,400 (5,700)	11,100 (5,550)	12,400 (6,200)	12,100 (6,050)
D5	67,000円以上 77,100円未満	14,200 (7,100)	13,900 (6,950)	15,100 (7,550)	14,800 (7,400)
D6	77,100円以上 88,000円未満	18,300 (9,150)	18,000 (9,000)	19,300 (9,650)	19,000 (9,500)
D7	88,000円以上 97,000円未満	20,700 (10,350)	20,400 (10,200)	23,600 (11,800)	23,300 (11,650)
D8	97,000円以上 115,000円未満	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	28,400 (14,200)	28,000 (14,000)
D9	115,000円以上 133,000円未満	23,600 (11,800)	23,200 (11,600)	33,100 (16,550)	32,700 (16,350)
D10	133,000円以上 151,000円未満	24,500 (12,250)	24,100 (12,050)	36,500 (18,250)	36,000 (18,000)
D11	151,000円以上 169,000円未満	25,600 (12,800)	25,200 (12,600)	40,200 (20,100)	39,700 (19,850)
D12	169,000円以上 211,200円未満	26,500 (13,250)	26,000 (13,000)	43,000 (21,500)	42,400 (21,200)
D13	211,200円以上 301,000円未満	27,200 (13,600)	26,700 (13,350)	44,700 (22,350)	44,100 (22,050)
D14	301,000円以上	27,600 (13,800)	27,000 (13,500)	45,900 (22,950)	45,200 (22,600)

◎4月分から8月分は平成26年度市民税額で算定し、9月分から3月分は平成27年度市民税額で算定します。そのため、9月以降保育料が変更になる場合があります。

◎市民税所得割の計算は、住宅借入金特別控除や配当控除等は適用されません。

◎父と母(ひとり親家庭の場合は父または母)の市民税額の合計から算定します。父と母の収入が市の基準額を超えておらず、同居(同住所)の祖父母がいる場合は、そのどちらかを家計の主幸者とし、その市民税額から算定します。

◎()は、半額となる場合の保育料です。

◎1号認定は、年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子とします。その第2子は該当する階層の半額、第3子以降は無料となります。

2号、3号認定は、小学校就学前の範囲で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子とします。その第2子は該当する階層の半額、第3子以降は無料となります。